

★ 大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第一号）（薬務課）

一 改正の要旨

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部が改正され、大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則が一部改正されることに伴い、用語及び申請書等の様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年三月一日

★ 広島県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第二号）（水産課）

一 改正の要旨

- 1 漁業法の一部改正に伴い、衛星船位測定送信機等の機能を損なう行為の禁止について定めるため、必要な改正を行った。
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役を拘禁刑に改めるため、必要な規定の整理を行った。
- 3 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日等

- 1 施行期日
令和七年二月二十七日
- 2 経過措置
罰則の適用に関する必要な経過措置を設けた。